

いじめ防止基本方針



前橋市立月田小学校

令和7年4月

☆いじめの定義（いじめ防止対策推進法）☆

児童等に対して、当該児童等が在席する学校に在席している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

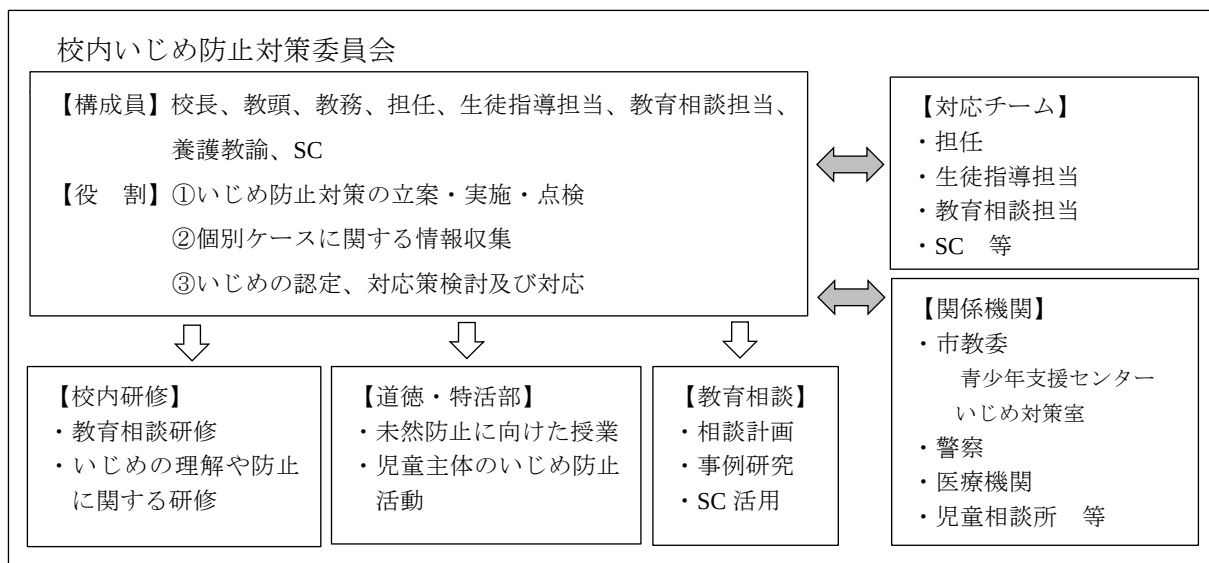
（１）月田小学校の基本的な考え方や方針等

- ・全ての教職員と児童が、いじめは、そのクラスにも、どの子供にも起こりうるものという認識をもち、教職員は児童にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てる。
- ・児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにいじめ等の早期発見とその対策について協議の場や研修会等をもち、指導・支援の徹底に努める。

（２）めざす児童像

- ・自分のよさを自覚し、目標に向かってねばりづよく取り組む心身ともに健康な子ども
- ・主体的に考え、自分の考えを伝えあい、学び合い、よりよい考えを求めようとする子ども
- ・思いやりの心をもち、互いのよさを認め合い、課題解決に向けて協働する子ども

2 組織及び校内体制



3 いじめの未然防止

（１）基本方針

- ・児童一人ひとりのよさや可能性を見だし、より一層伸ばすように努める。
- ・不登校・いじめ等の早期発見とその対策についての話し合いの場を持ち、指導・支援の徹底に努める。
- ・いじめの積極的な認知を行い、些細なことも見逃さないようにする。
- ・教師と児童及び児童相互の触れ合いの場（縦割り活動の充実）を深め、好ましい人間関係の育成に努める。

(2) 指導計画・研修計画（いじめ未然防止対策取り組みの年間指導計画）

	主な取組	具体的な活動内容
4 月	・ 児童観察・理解 ・ 学級づくり ・ 懇談会 ・ 友だちアンケート	・ 引き継ぎ事項の確認 ・ 学級経営・指導方針の決定 ・ 学校、学級の指導方針の説明 ・ 友だち関係や意識の調査 ・ 全児童の実態把握
5 月	・ 教育相談 ・ 児童集会 ・ いじめ防止集会 ・ 友だちアンケート	・ 家庭環境の把握 ・ 縦割り遊びの実施 ・ 児童委員会によるいじめ防止活動 ・ 友だち関係や意識の調査・ヤングケアラーの発見
6 月	・ 子どもを語る会 ・ 友だちアンケート	・ 情報交換、共通理解 ・ 友だち関係や意識の調査
7 月	・ 児童集会（七夕集会） ・ 子どもを語る会 ・ 友だちアンケート ・ SOS の出し方	・ 全校での取り組み ・ 情報交換、共通理解 ・ 友だち関係や意識の調査 ・ 各クラスで SOS の出し方を伝える
9 月	・ 友だちアンケート	・ 友だち関係や意識の調査
10 月	・ 友だちアンケート	・ 友だち関係や意識の調査・ヤングケアラーの発見
11 月 ～ 12 月	・ 人権集中学習期間 ・ たのしい学校生活を送るためのアンケート ・ 人権教室 ・ 教育相談（担任・児童） ・ 教育相談（担任・保護者） ・ 人権の職員研修 ・ 友だちアンケート ・ あいさつ運動 ・ SOS の出し方 ・ 子どもを語る会	・ 全児童による実態把握 ・ 人権擁護委員による人権教室 ・ 人権講話※全校児童対象 ・ 保護者からの、児童の実態把握 ・ 人権意識を高める研修 ・ 人権ビデオの鑑賞等 ・ 友だち関係や意識の調査 ・ 児童委員会によるいじめ防止活動 ・ 各クラスで SOS の出し方を伝える ・ 情報交換、共通理解
1 月	・ 友だちアンケート	・ 友だち関係や意識の調査
2 月	・ 子どもを語る会 ・ 懇談会 ・ 友だちアンケート	・ 情報交換、共通理解 ・ クラスの様子 ・ 友だち関係や意識の調査・ヤングケアラーの発見
3 月	・ 友だちアンケート ・ SOS の出し方	・ 友だち関係や意識の調査 ・ 各クラスで SOS の出し方を伝える

(3) 保護者・地域・他校との連携

- ・ 学校だより等を活用して、学校の情報を公開する。
- ・ 年度当初に、いじめに対する学校の姿勢やいじめ防止基本方針等を保護者に周知する。
- ・ 学校支援ボランティアとの連携を密にし、コミュニティスクールや奉仕活動・読み聞かせ等ふれ合いによる教育活動を推進する。
- ・ 粕川小学校、粕川中学校と連携して、いじめに関する情報共有を行う。

(4) 校内研修

- ・人権教育、いじめに係る研修を行う。
- ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方についての研修を行う。
- ・必要に応じて SC など専門的な知識を有する講師による研修を行う。

(5) 児童の自発的な活動の支援

- ・児童委員会において、いじめに関わる問題を取り上げて、児童が自主的に取り組む活動を指導、支援していく。この活動を通して、自分たちが「いじめをなくしていこう」という意識を醸成していく。(いじめ防止集会での各クラスのいじめ防止宣言、年間を通したあいさつ運動の実施、縦割り活動の実施等)

(6) ネットいじめ対策の推進

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止したり効果的に処理したりできるように、必要な啓発活動として、必要に応じて外部講師を招き、情報モラル教室等を行う。

(7) 配慮が必要な児童に対しての支援

- ・発達障害、外国籍、性同一性障害等の配慮が必要な児童に対する支援を行う。

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や SOS を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。教職員は、とくに、いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを理解して、実態把握に努める。

(2) 児童のささいな変化に気付くための取組、未然防止への取り組み

- ・「友だちアンケート」を毎月実施。学期に応じた質問項目をアンケートに設定する。
- ・「たのしい学校生活を送るためのアンケート」を人権学習時に実施。
- ・教育相談（年に2回、友達アンケートをもとに教師と児童、保護者で実施）を実施。
- ・保護者・地域との日常的な連携

(3) 情報を確実に共有するための取組

- ・職員会議での情報交換（月1回）の実施。
- ・子どもを語る会（7，12，2月）の実施。

5 いじめに対する対応

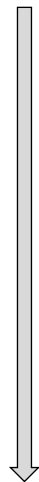
(1) いじめの発見



・いじめ情報のキャッチ

発見者 → 報告【担任 → 生徒指導・教育相談 → 校長・教頭】

① 対応チームの編成



【校長、教頭、教務、担任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、SC 等】

・個別ケースに関する情報収集 → 情報整理 → 全職員で共有

様態

被害者、加害者、関係者

・いじめ認定

・役割分担、対応策検討及び対応

被害者の聴取と支援

加害者の聴取と指導

関係者及び全体への指導

保護者（被害者及び加害者）への連絡

関係機関への連絡

② いじめの被害者及び加害者、関係者への支援・指導と保護者への連絡

③ 関係機関への連絡

(2) 重大事態発生の場合

① いじめ重大事態の発生【5－(1)－①、②で重大事態と認定】

② 重大事態調査委員会の設置（校内いじめ対策委員会）

・事実関係を明確にするための調査を実施

③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

④ 調査結果を学校の設置者に報告

⑤ 調査結果をふまえた必要な措置

6 その他

(1) 公表・点検・評価

① いじめ防止基本方針の周知（ホームページ）

② 年度ごとの見直し（または必要に応じて）

(2) 保護者・地域への情報発信と啓発活動について

① PTA や学校評議委員会等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いを進める。

② 県・市教委からのいじめに関する情報をタブレット PC を用いて発信する。

③ いじめ防止子ども会議や学校でのいじめ防止に関する取り組みを学校だよりやタブレット PC を用いて発信する。